

所管行政庁の変更について

本年10月1日付けで「中小企業等協同組合法」及び「中小企業の団体に関する法律」に基づく事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、国から都道府県への移譲等が行われこととなります。それに伴い決算関係書類提出書、定款変更認可申請書等の提出先が変更となります。

近畿経済産業局

- ・ 定款で定める地区が複数の都道府県にわたる場合
所管行政庁 近畿経済産業局 ⇒ 大阪府へ提出
(ただし、定款で定める地区が「全国」の場合は、「経済産業大臣」のままで、変更はありません。)

近畿運輸局、近畿地方整備局

- ・ 定款で定める地区が複数の都道府県にわたる場合
所管行政庁 近畿運輸局 ⇒ 大阪府へ提出
(ただし、定款で定める地区が「全国」の場合は、「国土交通大臣」のままで、変更はありません。)

今回の改正について、ご不明な点があれば、連携支援部までお問い合わせ下さい。
(TEL 06-6947-4371)